

○質屋営業法施行手続

昭和37年10月1日

本部訓令第12号

改正 昭和40年4月14日本部訓令第7号

昭和44年5月14日本部訓令第6号

昭和47年9月9日本部訓令第8号

平成6年3月22日本部訓令第7号

令和5年2月14日本部訓令第3号

注 令和5年2月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この手続は、質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下「法」という。）、質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号。以下「規則」という。）および質屋営業法施行細則（昭和37年県公安委員会規則第3号。以下「細則」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(申請書の取扱)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、細則第2条第1項第1号及び第2号の申請書等を受理したときは、許可等に必要な事項を調査し、支障がないと認めるときは、許可証の交付等必要な処理を行うものとする。

2 署長は、前項の調査の結果、不許可を相当と認めるときは、警察本部長（以下「本部長」という。）に副申するものとする。

3 署長は、細則第4条第2項の規定による意見を聴取し、又は証拠を受理した場合は、その状況を本部長に申報するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令第3号〕)

第3条 削除

(削除〔令和5年本部訓令第3号〕)

(台帳)

第4条 署長は、法第2条第1項の許可をしたときは、質屋許可台帳（別記様式第1号）を作成するとともに、許可証番号台帳（別記様式第2号）に登載するものとする。

2 署長は、法第4条第1項の規定による許可の申請又は同条第2項若しくは第3項の届出を受理したときは、前項の台帳を整理するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令第3号〕)

第5条 削除

(削除〔令和5年本部訓令3号〕)

(保管命令書)

第6条 署長は、法第23条の規定により質物の差止めを命ずる場合は、保管命令書（別記様式第3号）を交付するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

附 則（令和5年2月14日本部訓令第3号）

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

別記様式第1号

(表)

質屋許可台帳

許可証番号	
許可年月日	
営業者の本籍・住所・氏名・生年月日(法人の場合は、名称・主たる事務所の所在地及び代表者の住所・氏名・生年月日)	
営業所の名称及び所在地	
管理者・法定代理人の別及びその本籍・住所・氏名・生年月日	
業務を行う役員の本籍・住所・氏名・生年月日	

第 号
年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称 殿

警察署長 印

保管命令書

質屋営業法第23条の規定により、次のとおり保管を命ずる。

保管すべき物品

年 月 日から

保管すべき期間

日間

年 月 日まで

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会(山形県警察本部生活安全部生活安全企画課経由)に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第 1 号

(一部改正〔令和 5 年本部訓令 3 号〕)

別記様式第 2 号

(一部改正〔令和 5 年本部訓令 3 号〕)

別記様式第 3 号

(全部改正〔令和 5 年本部訓令 3 号〕)